

平成27年度 第2回広島市多文化共生市民会議会議要旨

1 開催日時 平成27年（2015年）12月1日（火） 15時～17時

2 開催場所 広島市役所本庁舎14階第7会議室

3 出席者

(1) 市民会議委員

ヴェールウルリケ、小川 順子、侯 仁鋒（コウジンホウ）、田 桂珍（デンケイチン）、
二宮 孝司、朴 外順（パクウエスン）、韓 政美（ハンジョンミ）、ボルギジン鳥 日娜（ウリナ）、
文 晶愛（ムンジョンエ）、山口ジョセリン（ヤマグチジョセリン）、李 湛（リタン）、
呂 民愛（リョウミネ）

(2) 事務局

人権啓発部長、多文化共生担当課長 他1名

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴者 なし

6 会議次第

(1) 開会

(2) 人権啓発部長あいさつ

(3) 報告事項

ア 「平成28年度多文化共生のまちづくり促進事業」について

イ 「広島市外国人市民防災リーダー養成講座」について（報告）

(4) 議事

特に設定せず、委員からの提案によるフリートーキング

7 委員の発言要旨

[事務局]

報告事項ア「平成28年度多文化共生のまちづくり促進事業」及び報告事項イ「広島市外国人市民防災リーダー養成講座」（報告）について説明

[座長]

外国人市民防災リーダー養成講座ワークショップで議論された防災カードについて、外国人市民だけではなくすべての市民が持つべきですね。

[委員]

大きさはどのくらいですか。

[課長]

黒い線でかこまれているのが4面分で、これを四つ折りにする。黄色とオレンジとブルーを四つ折りにする。

[委員]

年寄りが見えますかね。災害時なのでメガネを持って逃げられなかったりして。被災時に仲間がいればいいが。名刺サイズですね。

[課長]

これだけの紙面でこれだけの情報を入れようとすると無理が出てくる。特に日本語と英語で併記して、しかも日本語に当初ひらがなルビを付けていたが、ひらがなでは理解しにくいということでローマ字ルビに変えた。そうすると、字数が増えてものすごく小さいローマ字になったので、これが読めるかなと思っている。どうしたものかと。これから業者に依頼して、もう少し大きくならないかと思っている。

ホームページ等でも公表しようと思っている。

[部長]

緊急時に持って歩く時に初めて見るようでは間に合わない。事前にこれを見てもらってこれが本当に使える場面は、本人が見てというよりは、周りの人が見てもらって判断してもらおうということを想定している。市のホームページに掲載するので、これをダウンロードして下敷きサイズで拡大したもので利用してもらおうような形しかないかもしれない。本人が持ち歩きたければ別です。

問題はこの情報を誰がどう見るかということになる。どちらかといえば、これを見られた第三者の人がそれに基づいて、動いてもらいたいということを想定している。

確かに難しい。どっちをとるか。携帯ならこのくらいの大きさであるし、家で持っておくのであれば下敷きサイズに、A4くらいの大きさで、リーフレット風に持っておく。

[委員]

ただこれ、持って歩くのに必要があるのは上の部分ですよ。下の緑の欄というのは持ち歩くというよりは普段家に備え置くような情報だと思う。上の内容だけに絞って表裏にして、下は別に配付する方が良いでしょうと思う。

[課長]

もちろん緊急・救急カードなので、一つは災害でない時、例えば事件・事故にあった時ということがある。

これを作ろうと思ったのは、去年の災害で自分はどこの避難所に行けばよいのかわからなかったというのが出たので、あらかじめ自分で一番行きやすい避難所を書いてもらう、そしてこれを持っておいてもらうということが一番なのでこういうカードにしている。

それと、避難情報の意味がわからなかったということで、これさえ見れば避難情報がわかるように、テレビやラジオで流れる避難情報がわかるように、いつも携帯しておいてもらいたいということで、表裏でこのようにさせてもらった。

[委員]

分厚いので、財布には入りにくいですよ。特に男性の方は財布が小さいですよ。持ち歩くというのがちょっと。

[部長]

大きさは名刺サイズで、クレジットカードくらいの大きさにはなる。紙を折りたたむと厚みがあるので、カバーに入れて圧縮する。どうやって持ってもらうか。財布に入れてもらうのがいいのか。人によっては免許証と一緒にというふうに。

[課長]

四つ折りにして上から薄いビニールのカバーで包んで配付する。財布の中で擦れて見えなくならないように工夫はする。

[部長]

肌身離さず持ってもらおうということではあるが、本人が見るのではないので。

[課長]

両方の機能があって、一つは自主防災の方が避難者名簿等を作るのにこれを見せていただければ直ぐに作成できる。あと事件・事故に巻き込まれて自分が意識がないときにこれを持っていると誰だか

ということが直ぐにわかる。避難指示が出た時に私はどこに避難すればよいかというのがこれを見てもらおうと直ぐわかる。そういう三つの目的で作成した。

[部長]

最初の二つは他の人に見てもらうことになるので、そこは書き込んでおけばいい。

避難指示が出た時にどうすればいいかについては、本当は書いておくのではなくて、その場所に行ってみて、すぐ逃げられるようにしてもらおうというのがベストである。ここに書いておけばいいということではなくて、いざという時に自分はどのような行動をしないといけないか身につけて覚えておいてもらう必要がある。

最初の二つのことだけを考えるのであれば、上の欄を書き込んでもらって、誰かに見てわかってもらうようにしておくことに意味がある。

避難指示の場合の避難所をここに書くようになっているが、例えば、浸水時はどこに逃げるとか、生活避難場所や避難指示の場所を書いてもらうようになっているが、書くことに意味があるのではなくて、ここにいかにして逃げてもらうかを知ってもらうようにする。自分で行動してもらうということに意味があり、書き込みは確認のためだけだと思う。

避難指示、避難勧告、避難準備の言葉が何かというのを覚え込んでもらうのに徹底すべきだと思う。日本人も同じ。これを見て確認するようではまずい。

[委員]

私のイメージですが、上の半分は避難した後に必要なもので、下の半分は避難する前に必要なもの、使うタイミングが違うので、それをあえてスペースのない中で一つにする必要はないと思う。

持ち歩いていただきたいのは上半分、持ち歩き用に作っていただくのは上半分で、下半分は冷蔵庫にでも貼っておいてくださいという形で、別々に配付したほうがいい。下半分はもう少し大きなもので、下半分は携帯する必要がない。小さく書くことに主眼を置かなくてもいい。上の部分はもう少しスペースが出来るし、見やすくなると思う。

[委員]

これ郵送されるんですか。郵送するのであれば、今のように持ち運ぶ、持っておいてくださいあなたのために、小さなラッピングできるようにしていればいざという場合に持ち歩ける。下半分の事項については、老人も見れる大きさに貼っておいてくださいという形で利用できるのではないかと。

[課長]

一つは、必ずしも皆さん自宅にいるわけではないので、勤務先から帰られるとき、勤務先で被害にあわれることもある。もう一つは浸水時の避難施設で、中区では10とか20ある所もあるので、その中から自分が一番逃げやすい所はどこかということを経験して、書いてほしいというのが市の意図なので、冷蔵庫に貼ってあればいいというものではないと思う。常にいつ起きるかわからないということで携帯しておいてほしいと思う。

これは来年度以降も増刷する予算要求を考えているので、新たに広島市民になられる方には市民課で配ってもらう予定である。それと、下半分の緑の情報についてはもっと大きくして見やすいようにするために、ダウンロードできるようホームページに掲載するなど研究していきたいと考えている。

[委員]

よくコンパクトにこれだけの情報をまとめられていると感心する。これで特に私のことというのは、本人ではなく他の知らない人が見て、例えば意識不明の時であるとか、そういう時に見てというのであれば、名前と性別、住所、電話番号の欄が小さいのではないかと思った。

特に住所は小さいので、ぱっと見て誰だというのがわかれば。方法は左側の方を右側にうつして、特に名前の欄は大きくてもいいのでは。名前の欄は大きくてここに名前が書いてあって。住所も何段も書けるように。それか二つ目の方法は、オレンジの私のことを横位置にしたら長く書けるので、横にするという方法もある。

私のことを充実させて、それで緑がうまく入るのであれば一つのものにすればいいし。優先順位としてはオレンジの私のことを充実させることを考えて、その上で緑が収まればいいのではないかな。

[課長]

カード表紙のところに名前と住所を入れることは議論はあった。そうすると、市民局のところの発行は落としても問題がなければそれでもいいのかなど。表に名前と住所があればという考え方もある。修正できる範囲内で考えたい。

[部長]

このイラストは必要なのだろうか。イラストが無ければ名前と住所は入ると思う。

[委員]

外国人の名前は長いので、ローマ字で書くのでこの欄では入らない。

[部長]

イラストがなければ名前は入るのでは。住所の欄も大きくできる。発行のところを落とすよりもイラストがいるかどうかである。

[委員]

性別と血液型は一行でもいいのでは。二行でなくても。

[課長]

イラストは必要か、必要ないか。当初、防災カードという名称にしていたのでこの図案を入れていた。

[委員]

韓国なんですけど、私のことのところ、出身地がある。このカードは、永住者、特別永住者、外国の方みんなに配られるのですね。出身地というので、中国、韓国と書かれると思うが、もしかすると出身となっているので、日本、広島で生まれたと書かれるという方も出るのではないかなと思う。ここに国籍という言葉は使われないのか。

これは、去年8月の経験から話をさせてもらう。安佐南区、安佐北区の韓国の人がいなか調査を一週間した。二日目まで、避難所に行かれた方、亡くなられた方を調べたが韓国籍の方はいなかった。ただ、一人亡くなっているのを調べるのに非常に時間がかかった。亡くなった方は70歳の男性。子どもが発見して届出されたが、国籍欄を書き忘れていた。いくら広島県や警察に、もしかして韓国籍の人がいなか確認したいと言ったが、いませんということだった。そういう複雑な思いから、この欄を分かりやすく、特別永住者でも永住者でも国籍をはっきり書くようにできないかなと思う。

[課長]

具体的には、国籍ということにした方が良いということか。

確かに、このカードに州、市がいるのとかという、いらなかもしれない。

[委員]

そもそも出身地というのは目的としては何のために入っているのかということだと思う。

コミュニケーションをとるために必要であるということであれば、使用可能言語は何なのかということでもいいし。外国から来た方が例えばお亡くなりになって、その人の本国に確認や問い合わせをする必要があるというのであれば、本国における連絡先、登録基準とかにすればいい。

この情報を何に使いたいのか、何のために必要なのかというところから検討されてはどうか。

[課長]

そこまで考えていなかった。出身地の欄は検討の余地はあるので再検討する。

[部長]

国籍とした方が、何かの時に、照会があった時に意味があるけど、出身地で何の意味があるかということですね。むしろ国籍とした方が何かの時にうまく機能するということですね。

[委員]

出身地の目的は何なのかということ。

[部長]

先進の総社市が入っていたので、踏襲した。

[委員]

一つ考えられるのは、中国だったらいろんな方言がある。逆に方言が喋れて標準語が喋れるかというとは必ず喋れるという方はいない。ひょっとして、総社市は方言が喋れなかったらいくら中国語を喋っても伝わらないということがあるから出身地を入れたのではないかと思う。本当の目的は何なのかの方が大切では。

[部長]

話せる言葉をもう少し書けるようにして、国籍とした方が良いのかもしれない。

[委員]

活用される場面はどういうことを想定しているのか。一つとは限らないと思うが。年齢だとか家族構成だとか、単純に家族何人、変動することはあると思うが、この建物にあと何人か家族がいるとか。ばらばらにいたけど。

また、連絡先のところに所属とか、小学校だと〇〇小学校に通っているとか、勤務先だとか。何かこの人を確認するために。言えばきりがないが、何のためにどういう場面で使うのかということまでどれを外してどれを使うのかを考えればよいのでは。

[課長]

基本的に1万6千人全員に配付する。家族に一枚ではなく、一人一枚というイメージで見たい。一つは災害の時の避難所での名簿の作成の際の利用。もう一つは、いざという時に自分では直接電話ができない、通報ができない時に他人にしてもらおうときの情報、その二つが主なものであると考えている。それに基づいて何が必要かを再度吟味したい。

[委員]

Eメールアドレスもこの欄では書ききれない。

[課長]

いざという時に携帯は繋がらない、Eメールの方が繋がりやすいので入れることにしたのだが、確かに欄が小さい。調整します。

[委員]

続柄というの。緊急連絡先の相手方ということで、家族であったり、友人であったり。

続柄というのは必要か。別になくてもいい。これは個人情報とかの関連もあるので。

[委員]

電話するとき、誰々の親戚と言わないと電話を切られることがある。

誰々の弟さんですかと聞かない限り切られることがある。いたずら電話だと思って。その趣旨で付けたのではないか。

[委員]

こちらの名前、このカードの誰れさんがここに収容されてますよということを伝えればいいので、続柄はいらないのかなと思った。

[委員]

本人が気を失っていたらどうするか。書いてあって電話した方が。友人ですよとか。

[課長]

子どもが被害者になった時に親御さんにかけるときには書いてあればわかりやすいのではないか。

[委員]

このカードは避難の時だけでなく、交通事故にあった時も使おうとしているのですよね。詳しいほどいい。意識のはっきりしている時は詳しくなくてもいいが、自分が交通事故にあったりとか、も

し意識のないときなどは、出来るだけ詳しい方がいいのではないか。

緑の部分の右側の避難場所はあった方がいい。年配の方が事前に確認しておかないといけないことを万一確認してなかったらどこに行けばいいかわからない。左側の避難情報の部分は冷蔵庫に貼ればいいが、緑の右側はカードにあった方がいい。緊急時に使える。要は趣旨は何のために使うかということ。

[委員]

これは日本人の高齢者にはないのか。それをどこかで提案してほしい。結構わからなくなったおじいさん、おばあさんを見かけるので。内容はいいと思う。日本人の高齢者に持って歩くということを市の中で提案してほしい。

[部長]

徘徊の関係でいくと、GPS機能を付けたものがあるので、それで対応できていると思う。徘徊した時にどこにいるかを把握できる。

このカードは最終形ではなくて、マイナンバー制度で整理されてくるとカード一枚に全部の情報が入ってくる。そのカードを持つことでかなりの部分カバーできるが、まだそこまで整理されていないので、それまでは、こうした目に見える形で情報提供していくしかない。将来的にはマイナンバーの番号がわかれば本人のいろんなデータがわかり確認できるので、避難所に行っても確認はできるそれまでの間はどうしてもできないので、当面これで対応していく。

[課長]

このカードの作成については庁内にも知らせていく。高齢福祉、障害福祉の担当に外国語訳を除けば日本語だけになるので。活用してもらえるので提案していく。

[委員]

包括支援センターではこうした高齢者の情報は配付され、周知しているが、徘徊する高齢者は自分の情報を持ち歩かないから問題なのである。そもそもは家とかには置いてある。このカードを高齢の方に配付しても徘徊された時には活用されないと思う。今から出かけるという認識で徘徊される人はいない。そこが高齢者支援の難しいところ。出かけるから財布を持って行こうとか、出かけるから上着を着ようとか、出かけるからこういった物を持って出ようとかという認識がない状態で、着の身着のままふらっと出かけられる。こうした一元化された情報について、高齢者は一定のものは持っている、後は、ご自宅や介護される方は、自衛策として何かをされている。徘徊される高齢者にこのカードをアレンジして配付してもあまり現実的ではないと思う。

[委員]

一人暮らしの人が倒れていた時に、誰かが見つけた。書いてある。日本人の高齢者にもこうしたカードは有効な手段ではないかという意見があったということ伝えるのは重要である。

[委員]

主人の母が公園で6時間座っていた。真夜中に。派出所から電話があって、ようやくわかりましたと連絡があった。すぐに迎えに行った。お年寄りが首から下げていけば便利かなと。直ぐに救急車で病院に運ばれたということがあったので。そういうのを覚えていたので。

[委員]

カードを配付しても真夜中に持って出るかどうかが問題である。

[部長]

ペンダントの中に紙を入れてというのはある。血液型とか。

笛を吹いて緊急であることを知らせるものがある。笛の中に名前と住所と血液型等を記載するものがある。この情報は良いと思うので持ち歩けるには何がいいかそれぞれの状況がある。首からぶら下げてというのがあれば。

この情報を家に貼っておくというのは重要なこと。倒れた時にどこへ電話すればいいとか。そう

したことはお伝えしようと思う。これくらいは書いて貼っておきましょう、何かあった時に。

今だとあんしん電話というのがある。ボタンを押したら今だと警備会社につながる。生活保護だと市の方で助成があるので、もし何かあれば言ってほしい。

こうしたことは、高齢福祉とかにも伝えていく。こうした情報を高齢者の方に自宅に貼るとか、持ち歩けるようにするとかについて検討してはどうかを連絡する。

[座長]

なければ議事に入りたいと思う。

本日は事務局からはないということである。委員の皆様からこういうテーマで協議したいというものがあれば出してほしい。

[委員]

先ほどマイナンバー制度の話があったが、もちろん各自いただいた者もいますし、不在でなかなか届かない人も多いようなんですが、それをまた取りに行くのは何時から何時までとか。

[課長]

詳しくはないが、自宅には先週の金曜日に届いた。簡易書留でくるので不在票が入っていて、必ず受け取りのサインをしないといけない。郵便局に自宅にいる時間を伝えてその時間には自宅にいるようにしないと、いつまでたっても届かない。

[部長]

郵便局は不在連絡票というのを置いていく。そこで電話で自分の予約ができる。この時間に来てほしいと。それがダイヤルで操作できる。ただ日本語なのが難点だと思うが。希望の時間帯を選んで番号を押してくださいと全部メッセージに従って操作できる。それを押していく。最後が9時でなかったかと思うが、その指定の時間にいれば配達してもらえる。時間帯ですが、その配達期間が一週間までなので、それを過ぎるとだめなので、不在票をみて、その日からできるだけ早く自分がいるときに連絡する。電話でも出来るので。フリーダイヤルでできる。それがどうかというときは、メッセージを聞きながらボタン操作しても、時間指定ができる。

[委員]

外国籍の方には新年になって送りますというのがきた。

よく年寄りからは必ず持たないといけないのかと聞かれる。自分らは外国人登録証がある。外国人登録証をもとって、住民票みたいになっていくのも次が2017年だったらその時でいいよと説明を1回した。マイナンバーカードを持つとかんといけんのんかということである。わしらは、日本の方もわたしらみたいに管理されるなあ、というような感じだが。

外国人だとマイナンバーカードと永住者のと二枚持たないといけない。という形になる。

[課長]

マイナンバーは、高齢者で就労されていない方はほとんど必要がないと思う。

例えば企業で働いている方はマイナンバーを報告しないと源泉とかに活用できないとかはあるが、それ以外はほとんどない。

[委員]

大まかに説明するといらなくなる。

[委員]

いらなければ返せばいいと文章としては理解したのだが。

[委員]

いらないうです。マイナンバーはカードを受け取らなくても番号そのものは振り分けられるので。住民票に希望すれば記載される。

例えば会社に報告するとか、銀行に番号を提出するのはカードでないといけないということではないので、どうしても番号が必要であれば、その都度住民票にマイナンバーを書いた住民票を出しても

らって、番号を記入して、漏れるのがいやなら住民票はシュレッダーにかける。そういった形の方が安全だと思う。特に高齢者は持ち歩かないことが一番。そういうふうに伝えるのがベスト。

[委員]

年寄りにはな。会社員でどうこういう人はええじゃろうけど。

[委員]

例えば、今後、住基ネットのカードは返却するようになるのですよね。

自分の写真付きの証明書のない人、パスポートがないとか運転免許証がないとかいう人はマイナンバーカードは必要ではないか。

[部長]

マイナンバー通知カードと写真付きの個人番号カードと両方ある。通知カードを先に配り、その時にマイナンバーの写真付きのカードが入りますかという申請書が入っている。それを要望すると顔写真が入ったカードがもらえます。運転免許証やパスポートがなくてもそれで本人であることの証明ができます。今まで問題になっていた、日本人もそうだが運転免許証やパスポートがない人は今だと健康保険証など複数で本人確認していたのが、今回のマイナンバーで、写真付きの公的な証明書が出せますよというのが一つの利点になっています。それは今お配りしているのとは別のものです。本人が写真付きが必要かどうかを選択できます。写真付きのカードの方がどちらかといえば持ち歩くことを想定しています。自分であることの証明として。カードは番号を伝えるものなので、番号が必要なものは手書きで番号を控えておいて必要な時に渡すという形がある。

[課長]

1月以降にマイナンバーカードの申請をして、市の窓口に取りに行くことになる。そのカードは、再来年以降になると思うが健康保険証や年金受給者証等の情報もチップに入れていくことが検討されている。今後は一番身近なカードになるのではないかと思う。3月の会議で新しい情報があればこの場で情報提供する。

[委員]

是非ともこの会議で提案したい事項が2つある。

9月8日の市民会議では報告されなかったことであるが、実は9月1日に外国人宿泊拒否差別事件というのが廿日市市であった。それを我々が耳にしたのは11月になってからだが。こういうやり取りがある。

ある方が廿日市のホテルに「10月の末ごろに10人くらい宿泊したいのですが部屋は空いてますか。」「今は空いてます。」「お値段はいくらですか。」「それもホームページに書いています。」

ホテルが「宿泊者の皆さんは日本人ですか。」と質問があったので、「日本人ですが。」と。泊まる方は日本人でしたので。「外国人は宿泊できませんか。」その人はカチンときた。

電話をされたのは韓国の方で日本語になまりがある。日本の教祖さんで仕事をしているニューカマーの方で自分が担当なので電話をした。最後にそういった言葉が引っ掛かった。

「外国人は宿泊できませんか。」「ホテルが「はい申し訳ありませんが。」「何ですか。」「日本語のみで対応しているので外国人はダメです。」「実は私は外国人ですが日本語はわかります。それでも宿泊できないんですか。」「はい申し訳ありません。」「それは申し訳ないことではなく差別ですよ。」「すいません会社の方針です。」「責任者が代わって「ホテルのホームページにも書いてあります。外国人の方は宿泊できません。お断りと。」

廿日市ですよ。カチンときたから支配人とホテルの方針を問いただした。責任者がホテルの方針として外国人の宿泊を断っていることを認めた。それで、認めない理由を確認するとともに日本で生活し日本語が話せる外国人が宿泊できないのはなぜかと聞いたところ、責任者が「日本語が話せるかどうかは関係ない。外国人は体臭がきつく、他の客に迷惑がかかる。」「それは人権侵害ですよ。体臭がきつい日本人でも宿泊できるんですか。」と問いただしたら、「ホテルに来られた方をその場で追い返

すことは出来ません。」と、バーンと逆切れして切った。

これはあんまりだ。廿日市市です。宮島ですよ。そんなところでというので県の方に問い合わせた。そのホテルは確かにホームページで外国人はお断りと明記していた。そういうことがあってそれは差別問題ですよとそのホテルには謝罪させた。廿日市市にも言いましたし、これは広島県全般にひっかかってくるなと思って、謝らせたあとに廿日市市だけの問題ではないと思って、宿泊施設の管轄はどこかという県で条例である。県の観光課に話を持って行った。廿日市市からこういう報告はあったかと。一切聞いてないと。そういう状態だから、県知事が一生懸命観光国広島とやっているにもかかわらず、そういったことが。廿日市市が是正を求めさせて、ホテルが直接謝罪しホームページからも削除いたしますとしたにもかかわらず、広島市にも広島県にもそのことが伝わってなかった。そのホテル一軒の問題ではなくこれは世界遺産を二つも抱えるというのに、外国人沢山いらっしゃるのに、自分たちが外国語が出来ないからお断りというのは、言いたいことはわかるが、それは外国人ということ、私も興奮すると訛りがでますけど、私らが電話したところでそうはならないが、ニューカマーの方が日本に長いこといても訛りがとれない方が電話に出たりするとこういう問題がからんでくる。日本国籍を持った方でもたぶん私の言いたいことは、日本で暮らしてる方が便宜を図って日本の方を泊める内容だったんですけども、今のようなやりとりがあると、外国人お断りという形が、今年の事件ですから、これは人権啓発課で我々多文化共生市民会議という冠を発している、ここでも取り上げてもらって二度とこういうことがないようにしていただきたい。

県の方も煮えたか煮えんかわからない。広島県の規模だと各市で行うことで、県がトップダウンで行うことではない、みたいな回答をしてきたので、なめとるなと思いつつも。

観光国広島と知事が自慢げに出るのであれば、うちの広島県では、どの市でもどの町でもホテルでもどんな外国人でも泊められます、金髪じゃなくても黒人でも何でも泊められますよという形を表に出さないといけないのではないかと。

広島市の観光は日帰りが多い。泊まってもらえないから、こんなに世界遺産があるのに。夜イルミネーションとかやって色々しとるわりに。ホテルに泊めなかったら日帰りになりますよと。広島市は平和公園と宮島見たらとっとと違うところにいきましょうと。という形になりませんか。話をさせてもらった。これはやはりこういった現実ですよ。わたしら正直いってもう二度と来ない寿司屋なら日本名書きます。もうええわと。いちいちことを荒げる必要もないし。付き合いがあるからどうしても本名でっていうことになる、外国人ということでもまだ色々なことがあるので未だに気をつけるというか、未だに気を使って、本名を使わないといけないとか、日本語ができるがゆえにですよ。そういうところがある。

それが我々そうでなくても、人権啓発の面からみると日本が、広島がそういったところで開けてない部分ではないかと。

明白なものが出ていないので、また来週県の観光課と国際課とには我々行くんですが。その時に申しました。実は私は広島市のこういった委員をしている。こういった問題を問かける、こういったことがありました、皆さんどう思いますかと、市の方にも聞いてくださいという場がある。

次回の時にはこういう話もするが、広島県にはそういった場がない。是非ともそうした生の声が聞こえるようにと、広島市はええことやっていますよ、という宣伝はしていきたい。

以上が一点と、すいませんもう1点です。

[課長]

この件はそのままマスコミで流れたんですかね。

[委員]

マスコミには取り下げた。一応謝罪をしたので。

ただ県や市が取り組まないのなら、そろそろ我々も全国連絡会議などもしますので、そこから流れてくると思う。ただ、そのホテル自体は謝罪をし、改めますと。ただホームページ上に堂々と出てい

る宿泊施設は多々ある。これを全部指導するわけにはいかないということの一つあると思う。これは近々の事件だったので。

[部長]

これは廿日市市内のホテルですか。

[委員]

そうです廿日市市です。名前もわかってる。そこは謝罪している。

それともう一つは子育て支援法案。

子育て支援ということで、平成24年8月に整備して、要は子どもを沢山育てていきたいと思いますということで、二番目の児童の保育料を軽減したり、三番目はタダとか、という形で子育てを支援しよう。

この趣旨は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的としたもので、待機児童をなくすために在宅の子育て家庭を含めすべての家庭すべての子どもを対象とする事業である。だから広島市立の保育園ではなくて、保育をなしているところを全部含めていますと。

つまり、私の長女が広島市立の幼稚園に通って、次女が保育園で、三女が預けられる場所となっても、1, 2, 3という形で支援しますという制度なんですけど、このうちの、ある家庭なんですけど、次女を南区で申請したところそのままOKになった。三番目の子ができました。三番目の子の申請を出したところ、すいません無理です、朝鮮学校付属幼稚園は数に入りませんと。

いやいや、二番目の時は通用したのですよ。それは南区のミスです。正規には朝鮮学校付属幼稚園は入りませんと言われた。

それはおかしくないですか。実はこの問題があって、広島市の中区の保健福祉課のところに行きますと、それは保育企画課に行ってくださいと。保育企画課に行った。そうすると、彼らは学校教育法一条校に適應する施設に対してだけです、だから朝鮮学校付属幼稚園やインターナショナルスクールには適應しませんと、明白に言われた。

そうですか、それはおかしいですね。実は内閣府が発行した法令にはそういったことは書いてない。実際、宝塚市は、そうした申請があったために間違いでしたということで、宝塚市は文章にした。

子ども・子育て支援で、朝鮮学校に通う子どもたちも含めるという形で明白にしたことによって、宝塚市はそのまま認定した。しかし広島市の場合は、そのまま継続という形にしているので、ちょっとまた戦うんですけどね。この法律、法令的にですね、また人権業界に聞いたら、議会で決定するか市長の決裁が必要な案件ではないということで、その部署で采配、決裁して決められることなので、宝塚市は議会にかけるでもなく市長采配するわけでもなく、ああ間違いでしたかと。

広島のインターナショナルには保育園がないので唯一広島では朝鮮学校付属幼稚園だけが差別をされるのですが。安芸郡府中町はこの朝鮮学校付属幼稚園通園児でもセーフ。府中町はこの法令に従って2番目は半額、3番目は無料としている。広島市の場合、1人が朝鮮学校付属幼稚園、2人は保育園だとすると、2人はカウントするけど、朝鮮学校付属幼稚園の子はカウントしないということ。できる市があり、すべての子どもを支援すると言いながら、広島市が一条校が日本の教科書を使いなさいと、ここがまた問題で無償化とも繋がるんですけど、同じ考え方のもとでそうしたのかなど。それについては是正されるのですが、広島市で暮らしていく外国人のためにも、保育施設がそれは該当しませんと、子育て支援システム関連3法案には広島市としては認めませんというのは、また新たに差別が生じるのではないかと。今現在、広島市ではそうしたことを行っているということで、人権啓発の部分でも取り上げてほしいと思い、この2点だけ報告しておきたい。

[課長]

国は、運営費に税金を支出していない施設については軽減措置の対象施設として認定しないというのがスタンスである。

なので、朝鮮学校付属幼稚園や広島インターナショナルスクールに対して市は補助していないので、軽減措置の対象としない整理にしている。

これについては、保育企画課に問合せして、現況等について事実関係を調査したいと思う。

宿泊施設事案については、公共性が強い施設だからこそ問題も大きいと思われるが、例えば、広島の流川近隣の酒場でも外国人お断りというお店があるのを承知している。あってはならないことだと思うが、解決に向けてどのように取り組んで行くべきか難しいところがある。市としては啓発に努めていくしかないと思うが、解消すべき課題であると思う。

[委員]

先日もサッカーの浦和のサポーターが差別発言をしていた。世界的スポーツのサッカーでさえそうしたジャパニーズオンリーという事案がある。怖い。

[委員]

個人的な感想であるが、例えば道路の標識に関して、大きいものは大分改善されてきて、日本語、英語、中国語、ハングルが入るようになってきたが、他県の場合、特に観光地でないところでも大分整備されてきているわりには広島市はまだまだそういう標識に関して足りないのではないかと思う。

そういう行政の姿勢というのが民間にも少なからず影響しているのではないかと思う。

あとは、保育の件については、去年、一昨年と大々的にアンケートを取ったが、自分の子どもに母語教育とかの要望が外国籍住民の人から高まっている。今後、ブラジルやフィリピンなど、特定の国籍の人が多い地域で託児であったりと、増える可能性があると思う。託児をする目的というのは、お母さん方が働ためであり、そのお母さん方が働くことによって広島市は財政的に豊かになってくる、税金も入りますし。そういうお母さん方を支援するためにある制度ということと考えたら、国籍とか関係なく払うのがそもそもの制度の目的ではないかと思う。制度の趣旨を考えると、安倍さんが1億総活躍と言っているが、活躍するという中には外国籍の方の活躍というのは必要不可欠なので、国籍で区別するというのは合理的な理由がないと思う。合理的な理由がないということは法的な差別状態であるということなので、是非是正してもらいたい。

[委員]

誤解を生じるといけないので、国籍ではない。朝鮮学校付属幼稚園生だけ除外されている。これが問題である。保育園に通う朝鮮籍、韓国籍の園児は問題ない。

[委員]

今後、例えば、海外から来るお母さんがたくさんいる中で、ブラジルの人たちが有志でブラジルの子どもを受け入れる施設を作るということも十分有り得る。そうなった時に朝鮮学校がダメになったのと同じ理屈で、同じ兄弟の中でも日本の幼稚園に入っている子は○、でも自分たちが作ったブラジルの施設に入っている子どもはダメということになる。

要するに、朝鮮学校がという問題ではなくて、もっと広く問題意識を持たないと解決しないと思う。

[委員]

さっき言われたのは、インターナショナルスクールでもダメということですか。外国語を母語としていたらダメということですね。

[委員]

そうです。

[課長]

追加して言うと、いわゆる無認可の施設は対象外である。今回の新しい制度で20人以下の無認可の施設も7か所程度は小規模保育施設として認定を受けたと思うが、それ以外の無認可施設は同じように対象外なので、朝鮮学校だけではなく、今後、そうした施設も含めてどうあるべきなのかを考えていかなければいけない問題ではないかと思う。

[委員]

保育園に預けられなくて、保育園が足りなくて無認可に預けている場合もある。すべての子どもたちに対する支援だということ考えると、そうしたリミットを設けること自体が趣旨に反するのではないか。

[委員]

宿泊拒否の問題について。広島市で行っている三者通話のトリオフォンがある。宿泊施設向けのトリオフォンをホテルの窓口に設置して、フロントに外国語がわからない従業員がいても広島市のほうでそういうサービスを提供しますよと、直接フロントにトリオフォンに繋がるような電話を一つ置いて対応できますよと、そういうことも一つのアイデアとしてあるのかなと。

言葉に関するハードルを遮るような支援を市のほうですることによって、外国語ができないから外国人を拒否するということは許しませんよという姿勢に持っていかないと、ホテルの努力だけではなかなか解決しないと思うので、考えてもらいたい。県外ではそうしたところが進んでいるところも多いし、ホテルのチェーン店や大手などは対応している。アイデアはいろんなところがあるので検討してもらいたい。

[課長]

区役所や市の関係施設等では多言語化を進めているが、民間も含めて広島市全体として多言語を進めていくにはどうしたらいいのかについて、今年度中に方向性だけでも出したいと考えている。

民間も巻き込んで進めていくにはどうしたらいいのか、逆に皆さん方に意見やアドバイスを伺いたいと思っている。商工会議所等に相談に行って企業に促すということも考えられるが、このご時世なのでお金をかけて積極的に推進していただくのも難しいかなと思う。もっと身近で、どこに行き、どこと連携すれば少しでも進めていけるかについて教えていただければと思います。

[座長]

先ほどの保育の件について、他の都市では広島市とは違った対応をしているところがあるということか。国の命令ではなく。

[委員]

国が作った子ども・子育て支援に関する3法案があるがその解釈が自治体によって違う。府中町は全ての府中町の子どもたちとなるので、府中町の子どもが朝鮮学校付属幼稚園に通っていても府中町の幼稚園に通っていても対象となる。宝塚市は入園受付窓口が間違えたようなので、誤解のないように保育料一覧表に朝鮮学校付属幼稚園も記載した。

府中町や宝塚市ができてなぜ広島市ができないのか。長いこと保育園に携わってきて、なぜずっとしないのかなと。ずっと差別してきたからそのまんまですよ、変わらないのですよということなのか。

[委員]

法が新しくなったということもあると思う。

[課長]

平成23年度までは、幼稚園と保育園でも減免対象ではなかった。つまり、保育園に同時に2人以上入園している場合でないと減免にならなかった。子育て支援関連法ができて、幼稚園や認定こども園に通園している場合も減免対象とされたので、一歩前進したのであるが、法律、国の指導等に照らしてみるとまだ対象外となっている施設があるのは事実である。府中町や宝塚市の現状について聞いてみたいと思う。

[委員]

府中町は、広島県と広島市が核実験を口実にして教育補助を切った時に、府中町にもプレッシャーがかかった。府中町も右にならえで廃止したという経緯がある。だからあまり府中町の名前は出さなくなかった。無視しておいてほしい。へんなプレッシャーを与えられて、府中町もゼロですというのもおかしい。

この件については、是正させるために広島市にも動きます。議員や市長が動かなくても裁量ででき

るという問題らしいので、徹底的にやります。この会議の中では知っておいていただきたい、全ての子どもたちに対してしなければいけないことかなと思う。

[委員]

今の件について、違うアプローチから話をしたい。基町小学校は外国にルーツを持つ子どもが14年前は30%だったが今は60%を超えている。当時は何で中国の子どもにそんなに日本語教室でエネルギー費やして大事にするのかと先生は言われていたが、それは、中国の子どもを大事にしているのではなくて誰も大事にしているということ。学習面や教育上のことだけでなく、生活面やいろんなことでこれから日本で生きていく子どもいるでしょうし、皆がどこで生活してもハンディがないように教えている。でもそのことで、日本の子どもたちにとっても何よりプラスになっているというようなことをずっと言い続けてきた。

今の話を聞きながら、多文化共生のまちづくりを推進していく上で、何か打って出るようなことも必要ではないか、例えば、広島市は市内にあるホテルすべて外国人の宿泊を拒否することはない、100%受け入れていきますと宣言するとか。勿論、調べてそうでないところは指導したりして、何か月か先のことを想定しないと、直ぐやったら100%にならないかもしれないが。広島市は国際的に開かれた多文化共生のまちづくりをしているんだということを打って出てプラス面でそういうことをアピールして、それが廿日市や広島県全体にもうアピールするような、広島市がリードしていくような事業を発信していくというようなことも必要ではないか。そうしないと限られたところでやっているのかなという、課題意識が持てない、啓発していくためにはこの会議が打って出ないといけないのではないかなと思う。

[課長]

今のご意見について、議題がなかった場合に想定していた「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」の施策目標等について説明したい。

配付した資料は、愛知県と宮城県の多文化共生の推進プランについて、施策目標と目標を立てた時の状況、目標年次と目標値、毎年度の評価と今後の取組みをまとめた表である。

広島市にも多文化共生のまちづくり推進指針を策定しているが、施策目標や目標値を定めておらず、何をいつまでに達成するというのを策定していないという実情がある。来年度、他都市の計画を参考としつつ、広島市としての施策目標等を策定したいと思うがどうか。

[委員]

何をするのかということのを来年度考えていくということか。

[課長]

指針にはこうしていきますとは書いてあるが、いつまでに具体的に何をするのかというのが書いてないので、現在はそれを各所管課にお願いしてやってねと言うだけである。

今の指針には8つの施策区分を設けており、それぞれに2～3の施策目標、目標値を設定して取り組んでいきたいと考えている。そういう計画を作りたいと思っている。

[委員]

そこから市民に下りるとのことか。

[課長]

市民に公表して、それができているかどうかを判断していただくということである。

[委員]

前から言っているが、外国人の多文化共生や国際意識についての調査はやってきているが、外国人は最初から国際意識や国際理解力というのは持っている。持っていないのは日本人である。それを重点的にやっていって日本人の意識を変えていかないと、日本人の意識が問題でいろんな問題が起きている。この会議で何とか千恵を絞って、どういうことをすれば一番いいのかということも計画の中に入れてもらって、何かを皆さんで知恵を絞って一つのことをやりながら一般市民の意識を変えていき

たい。一般市民の意識を変えたいということは、主に平和文化センターに前から言ってきたが受け入れられなかった。ぜひそこらへんもやっていければと思う。悪い意味でいうと日本人の島国根性があるんなど出てくるが、これでは日本がこれから生きていけない状況になると思っている。

[課長]

目標項目や目標数値を立てるということは、その下に事務事業を付けていかないと達成できないので、どういう事業をすればより早くより効果的な目標達成ができるのかということ来年1年かけて議論してもらいたいと思っている。

[座長]

事務局から連絡事項はあるか。

[事務局]

今回は平成28年3月15日(火)の午後3時からを考えているが委員のご都合はどうか。

現時点ではスケジュールが確定していないと思うので、3月15日を仮押さえしておいてもらいたい。

[座長]

以上で市民会議を終了する。